

## 亘理町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書



亘理町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。）は、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化及び住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（詳細は「別紙2」に定める。）について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) その他、地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合議の上、決定する。

### （協議内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及びしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）



第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の具体化の検討及び実施により知れた相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 7月 29日

甲 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町長

山田 周伸



乙 宮城県亶理郡亶理町字中町東39番地

日本郵便株式会社

亶理町内郵便局 代表

亶理郵便局長

齊藤 美紀



「別紙 1」

亘理町内郵便局

| 局 名     | 住 所                       | 電話番号                  |
|---------|---------------------------|-----------------------|
| 亘理郵便局   | 宮城県亘理郡亘理町字中町東 39 番地       | 0223-34-8365<br>(総務部) |
| 亘理逢隈郵便局 | 宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字西河原 22 番地 9 | 0223-34-1930          |
| 浜吉田郵便局  | 宮城県亘理郡亘理町吉田字分残 50 番地 2    | 0223-36-2360          |
| 荒浜郵便局   | 宮城県亘理郡亘理町荒浜字東木倉 55 番地 73  | 0223-35-3450          |

## 「亘理町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定」 具体的連携項目

亘理町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携することにより、相互の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

### 1 安心・安全な暮らしの実現に関すること

#### (1) 地域の見守り活動への協力

- ・ 高齢者や子ども等の何らかの異変を発見した場合の情報提供
- ・ 声かけ事件や不審者を目撃した場合の情報提供
- ・ 子ども 110 番の家事業への協力

#### (2) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりへの協力

- ・ 認知症サポーターの養成講座の受講促進

#### (3) 犯罪行為等に対する警察との連携

- ・ 振り込め詐欺等の特殊詐欺未然防止の取組を強化
- ・ 犯罪防止に関する郵便局での周知

#### (4) 道路損傷の情報提供

- ・ 道路の亀裂・陥没、土砂崩れ等の道路損傷を発見した場合の情報提供

#### (5) 不法投棄の情報提供

- ・ 不法に投棄された廃棄物等が発見した場合の情報提供

#### (6) 災害発生に備えた取組への協力

- ・ 防災訓練への参加

#### (7) 災害時の支援等

- ・ 緊急車両としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。郵便配達用車両は除く。）
- ・ 避難所開設情報及び甲又は乙が被災者に同意の上、情報収集し作成した被災者の避難先リスト等の情報の相互提供
- ・ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- ・ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災者あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災者あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

- ・避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)
- ・株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- ・その他、要請があったもののうち協力できる事項

※報告等には、(様式1) 避難者情報確認シート(避難先届)、(様式2) 協定連絡票を使用する。

## 2 地域経済活性化に関すること

### (1) 魅力発信、広報活動等への協力

- ・亘理町観光PRキャラクター「わたりん」を通じた亘理町PR活動の協力
- ・オリジナルフレーム切手の作成

### (2) 地場産品の振興発展への協力

- ・地場産品の商品開発への取組支援
- ・特産品イベント等の共同開催
- ・「ふるさと小包」等への地場産品の掲載

### (3) 郵便局やK I T T E等での物産展等イベントの開催

- ・郵便局空きスペースを活用した農産物の流通支援の取組支援
- ・物産展等イベント開催時におけるK I T T E等に係る施設利用料の割引提供

## 3 未来を担う子どもの育成に関すること

郵便局見学・職場体験の受け入れ

- ・小・中・高校生を対象とした「郵便局見学・職場体験」の積極的な受け入れ

(様式1)

No.

## 避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

ご記入いただきました個人情報に関しては、「亘理町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」に基づき、その目的を達成するために必要な業務のみに使用することとし、厳正に管理します。

なお、下記の承諾に基づき、必要に応じて行政機関及び郵便局双方に開示します。

- ☐ 本誌に記載した情報の行政機関及び郵便局への開示を承諾します。  
(※承諾の場合は、□内に「✓」を付してください。)

|       |  |
|-------|--|
| 届出者氏名 |  |
|-------|--|

- ◆ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は、部屋番号までご記入ください。）

〒 -

- ◆ 郵便物の配達について（いずれかを○で囲んでください。）

- ・ ご自宅への配達
- ・ 現在避難している場所への配達

〒 -

- ・ その他への配達（※郵便局へ転居届を提出してください。）

- ◆ 氏名等

|         |      |     |     |
|---------|------|-----|-----|
| 世帯主     | フリガナ |     |     |
|         | 氏名   | (姓) | (名) |
| ご家族・同居人 | フリガナ |     |     |
|         | 氏名 ① | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名 ② | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名 ③ | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
|         | 氏名 ④ | (姓) | (名) |
|         | フリガナ |     |     |
| 氏名 ⑤    | (姓)  | (名) |     |
| 事業所名    |      |     |     |

【問い合わせ先】 亘理町役場 電話 0223-34-1111  
亘理郵便局(総務部) 電話 0223-34-8365

(様式2)

## 協 定 連 絡 票

|             |       |                                                                |      |
|-------------|-------|----------------------------------------------------------------|------|
| 通 知 日       |       | 年 月 日                                                          |      |
| 異 変 発 見 日 時 |       | 年 月 日 ( 時 分)                                                   |      |
| 通 報 者       | 郵便局名  | 郵便局 (担当: )                                                     |      |
|             | 電 話   | — —                                                            |      |
|             | F A X | — —                                                            |      |
| いずれかに○ ⇒    |       | 地域見守り<br>(高齢者・子ども等)                                            | 道路損傷 |
| 通 報 内 容     |       | 不法投棄                                                           |      |
|             |       | ※ 高齢者・子ども等の場合は、可能な範囲で氏名・住所等を記入<br>道路損傷・不法投棄の場合、位置図(略図)等を記入又は添付 |      |

|             |                 |         |              |
|-------------|-----------------|---------|--------------|
| 連<br>絡<br>先 | 地域見守り(高齢者・子ども等) | 総 務 課   | 0223-34-1111 |
|             | 道 路 損 傷         | 都市建設課   | 0223-34-0507 |
|             | 不 法 投 棄         | 町民生活課   | 0223-34-1113 |
|             | 閉 庁 時           | 警 備 員 室 | 0223-34-1111 |

※ 平日 8:30~17:15 は、主管課へ連絡。閉庁時は、警備員室へ連絡